○国土交通省告示第千三百十一号

船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）第五条の規定に基づき、船舶の消防設備の基準を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年十二月二十七日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

船舶の消防設備の基準を定める告示の一部を改正する告示

船舶の消防設備の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条中各号列記の部分を次のように改める。

一　泡の放出率が、泡の放出開始後一分以内に、管海官庁が適当と認める放出率に達することができるものであること。

二　泡の放出量が、次に掲げる要件に適合するものであること。

イ　十分以内に泡を放出する最も広い場所を満たすことができるものであること。

ロ　設計充填率以上の充填率を確保できるものであること。ただし、管海官庁が差し支えないと認める場合には、この限りでない。

三　泡原液の量は、次に掲げる量のうち、いずれか多い量以上であること。

イ　泡を放出する最大の場所の容積の五倍に相当する量の泡を発生することができる量

ロ　泡を放出する最大の場所に対して最大の放出率で泡を三十分間放出することができる量

四　海水ポンプの原動機として内燃機関を使用する場合の当該内燃機関の燃料油タンクの容量は、管海官庁が適当と認める容量であること。

五　管系の寸法は、当該装置が性能を発揮することができる流量及び圧力を得られるものであること。

六　アウトサイドエアー方式にあっては、泡の供給ダクトが、管海官庁が適当と認める構造であること。

七　泡発生機に直接接続される電気設備は、管海官庁が適当と認める防水等の措置を施したものであること。

八　可視可聴警報装置は、泡を放出する場所にいる人を避難させるために必要な時間作動するものであること。

九　手動で作動するものであること。ただし、手動及び自動で作動するものにあっては、管海官庁が必要と認める措置が講じられてるものであること。

十　主電源から給電するものであること。ただし、機関区域又はポンプ室に泡を放出するものにあっては、主電源に加えて当該場所の外部に備えられた非常電源からも給電することができるものであること。

十一　船内で通常起こりうる目詰まり、温度変化、振動、湿気、衝撃及び腐食に耐えることができるものであること。

十二　管海官庁が必要と認める予備品を備えていること。

第十六条第二号を次のように改める。

二　サウナに備え付けるものにあっては乾燥管式のもの、サウナ以外の場所に備え付けるものにあっては湿管式のもの（必要な圧力で水が満たされたものに限る。）であること。ただし、管海官庁が差し支えないと認める場合は、管海官庁が適当と認めるものとすることができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、平成二十六年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶（以下「現存船」という。）の固定式高膨脹泡消火装置については、この告示による改正後の船舶の消防設備の基準を定める告示第十四条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2　現存船であって施行日以後主要な変更又は改造を行うものの固定式高膨脹泡消火装置については、当該変更又は改造後は、前項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

○東北地方整備局告示第二百二十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十七日

東北地方整備局長　小池　剛

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
山形市飯田西四丁目四四一番五から同市桜田東二丁目一三番二九まで	前	一四・九メートル～三八・一メートル	一四・九六キロメートル～三〇・八四〇キロメートル
	後	一四・九メートル～三八・一メートル	一四・九六キロメートル～三〇・八四〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○東北地方整備局告示第二百二十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十七日

東北地方整備局長　小池　剛

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百十二号	山形市飯田西四丁目四四一番五から同市桜田東二丁目一三番二九まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年十二月二十七日

○東北地方整備局告示第二百三十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十七日

東北地方整備局長　小池　剛

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百十二号	山形市旅篭町一丁目四七二番三から同市大手町二三五番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所
〃	山形市城北町一丁目二六二番から同市城北町一丁目二二〇番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃

供用開始の期日　平成二十五年十二月二十七日

○関東地方整備局告示第五百六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十七日

関東地方整備局長　深澤　淳志

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
熊谷市大字新堀字本村三五三番四地先から同市大字新堀字籠原裏八五九番一〇地先まで	前	一二・九メートル～二八・〇九メートル	〇・四八八キロメートル
	後	二〇・〇メートル～三四・〇五メートル	〇・四八八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所